

第9回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年9月14日（火） 午後1時30分

場 所：秋北ホテル 2階 孔雀の間

会議の次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 報 告

報告第 13号 大館市・比内町・田代町合併協議会スケジュールについて

(2) 協 議

協議案第18号 新市建設計画（原案）について（継続協議）

協議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

協議案第22号 町名、字名の取扱いについて（継続協議）

協議案第32号 介護保険事業の取扱いについて

協議案第36号 一部事務組合等の取扱いについて

協議案第37号 保健衛生事業の取扱いについて

協議案第38号 休日、夜間、救急診療の取扱いについて

協議案第39号 健康づくり事業の取扱いについて

協議案第40号 建設関係事業の取扱いについて

4. その他

5. 閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元		
副会長	佐 藤 賢一郎	吉 田 光 明	
委員	伊 藤 毅	渡 辺 久 憲	荒 川 邦 雄
	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎	吉 原 正
	菅 原 金 雄	岩 渕 吉三郎	佐 藤 照 雄
	虻 川 景 一	齋 藤 恵 子	中 田 直 行
	仙 台 隆 義	武 田 砂代子	若 松 栄三郎
	小笠原 豊	高 坂 清 子	佐 藤 信 行
	石 井 護		

幹事長	佐 藤 忠 信		
副幹事長	出 島 雄 蔵	田 村 正 己	
幹事	木 村 俊 彦	山 本 貢	佐 藤 孝 昭
	本 間 勲	工 藤 堅 成	五十嵐 強

専門部会・分科会職員

企画部会	中 山 吉 行	財務部会	本 多 和 幸
財政分科会長	木 村 勝 広	福祉部会長	田 中 良 男
福祉部会	岩 沢 慶 治	福祉部会	山 本 貴 司
児童福祉分科会長	石戸谷 由 子	高齢者福祉分科会長	芳 賀 利 彦
教育部会長	秋 山 慶 紀	学校教育分科会長	三 浦 秀 明
総務部会	佐 藤 昭 男	例規分科会	佐々木 稔
建設部会長	鳴 海 敏 雄	建設部会	阿 部 剛
産業部会長	黒 田 信 行	産業部会	若 狭 公 悦
産業副部会長	桜 田 進	住民部会長	富 樫 安 民
住民部会	安 部 彰	保健分科会長	伊 藤 哲 雄
保健分科会	戸 田 ミワ子	建設部会	近江屋 和 男
建設部会	丸 岡 信 雄	都市計画分科会長	飯 泉 信 夫
建設部会	曲 田 栄 一	建設部会	金 田 清 文

事務局長	斎 藤 誠		
事務局次長	松 田 博	田 中 裕 幸	阿 部 賢 悦
事務局職員	本 多 恒 博	佐 藤 税	竹 村 邦 人
	佐 藤 拓 人	工 藤 学	安 保 貴 洋
			小 林 浩
			鳥 潟 幸 男

欠席者名（敬称略）

会議経過

午後1時30分 開 会

○**司会** 本日は、お忙しいところご出席くださいます、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第9回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

○**小畑 元会長** 委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の協議会では、継続協議となっておりました新市の建設計画、住民負担にかかわる使用料、手数料、合併の期日の再協議や介護保険事業など9件の案件についてご協議をいただきましたが、長時間にわたってのご協議、誠にありがとうございました。

本日は、新市建設計画など、前回まで継続協議となっております4件と、一部事務組合等の取扱いや保健衛生事業など合計9件の案件についてご協議いただくことになっております。

本日もまた、長時間の協議となると思いますけれども、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○**司会** どうもありがとうございました。

ここで、本日、委員の皆様のテーブルにお配りしてございます資料について、ご説明申し上げます。

その他事項、追加資料、法定協議会の役割、3枚物でございます。事前にお渡ししました、その他事項資料、合併協議会の役割に関する法令等、1枚物の資料でございますが、これに追加するものでございます。後ほど、その他の協議の際に改めてご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数を報告申し上げます。

本日は、委員21人全員が出席しておりますので、協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員として、企画、財務、総務、住民、福祉、産業、建設、教育の各専門部会長と関係職員並びに広域組合職員が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてから、マイクを使用して発言してくださいよう、お願い申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

○**議長** それでは、議長を務めさせていただきます。

会議に入ります前に、会議運営規定第5条第2項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。大館市の虻川景一委員、比内町の仙台隆義委員にお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議次第に従いまして、（1）報告を議題といたします。

報告第13号、大館市・比内町・田代町合併協議会スケジュールについてであります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第13号についてご説明申し上げます。

皆様のお手元にございます、左上に「報告第13号」と書いてございます書類をごらんいただきたいと存じます。

大館市・比内町・田代町合併協議会スケジュールについてでございます。

大館市・比内町・田代町合併協議会スケジュールを別紙のとおり報告する。

平成16年9月14日提出 大館市・比内町・田代町合併協議会 会長 小畑 元となっております。

恐れ入ります。次のページでございます。A3版の大きな用紙をごらんいただきたいと存じます。

前回の第8回の協議会において、合併の期日が決まりましたことから、それに基づいてスケジュールを作らせていただきました。ちょうど中ほどでございますが、協議会、今日は第9回の合併協議会、9月14日となっております。そして、11月をごらんいただきたいと存じます。11月の下旬には、合併協定項目の調印を予定してございます。そして、12月の各議会の定例会で合併の議決をお願いしたいと考えてございます。合併議決をいただきますと、すぐ県知事に合併の申請をしたいと考えてございます。そして、県議会での議決につきましては、2月定例会の最終日、3月に入ると思いますが、ここで県議会の議決をお願いしたいと考えてございます。そして、県知事から総務大臣宛に合併の届け出がございまして、4月には総務大臣の合併告示がなされるのではないかと考えてございます。そして、6月には比内町、田代町の閉庁式を行いまして、6月20日に新市の誕生というスケジュールを組んでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

「なし」の声

○議長 特にないようですので、それでは議題の（2）協議に移りたいと思います。

最初に、継続協議になっております協議案第18号、新市建設計画についてを議題といたします。

この案件については、県の北秋田地域振興局との事前協議を終えて、一部修正を加えております。修正した新市建設計画については、素案から原案と改めまして提出されておりますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 新市建設計画の主な修正部分につきまして、ご説明申し上げます。

お手元にお配りしております建設計画でございますが、さきにご提案申し上げておりました素案によりまして、秋田県北秋田地域振興局との協議、地区住民説明会等々でのご意見、要望、指摘事項を踏まえまして、素案の内容を再検討、整理いたしまして、今回、新市建設計画原案としてとりまとめたものでございます。冊子のご説明に入ります前に、計画書の全体的な修正についてでございますが、一つ一つの文章が全般に長すぎまして、読みにくい、わかりにくい部分がございましたので、重複しておるような表現の見直しや、文書、語句等を前後入れ替えさせていただき、文章がなるべく短く、わかりやすくなるよう修正させていただいております。また、使用しております語句等につきましても、統一させていただきました。この点、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、建設計画冊子の表紙をごらんいただきたいと思います。

副題といたしまして、「地域の多彩な魅力で創造し、自然環境と都市機能が融合した北東北の拠点都市」と副題を追加表記させていただきました。

次のページ、目次をごらんいただきたいと思います。

目次の第3章でございますが、素案では「新市建設計画」としておりました関係で、ここの第3章部分のみが新市建設計画書と受け取られかねない懸念がございましたので、章名を今回「新市まちづくり計画」と修正させていただきました。同じ理由でございますが、次の第4章、第5章、第6章につきましては、第3章の節として位置づけておりましたが、今回、それぞれ章として繰り上げさせていただきます。

次に、右側の2ページ、中段ほどでございますが、(2)計画の範囲及び期間でございますが、合併期日が平成17年6月20日と決定されましたので、合併特例債の最終借り入れ年限が1年延び、平成27年までとなることに伴いまして、2行目に「概ね」の表現を追加させていただきました。合併特例債の借り入れ年限につきましては、合併年度と、その後10年間とさせていただきます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第2節計画の構成でございますが、この節につきましても、全体として新市の建設計画書となるよう構成を見直しし、修正させていただきましたものでございます。

読み上げまして、ご説明申し上げます。

第1章 序論

本計画策定の前提として、計画策定の趣旨とともに、本地域における合併の意義について、地方自治を取り巻く社会動向、本地域の現状、将来の人口推計を踏まえてまとめます。

第2章 新市の将来像

新市建設の方向性として、新市建設の基本理念、新市の目指す将来像を明らかにした上で、それらに基づく5つのまちづくり目標、土地利用方針及び地域別ビジョンを示します。

第3章 新市まちづくり計画

新市建設における具体的な方向性として、5つのまちづくりの目標ごとに推進する施策と主要事業を明示するとともに、新市の長期的発展に大きく寄与する重点プロジェクトを掲げます。

第4章 新市における秋田県事業の推進

新市が秋田県と連携して推進する秋田県事業を掲げます。

第5章 公共的施設の適正配置

新市における公共的施設の適正配置に関する方針を明らかにします。

第6章 財政計画

新市の事業を計画的かつ着実に推進していくため、新市の財政計画を示します、といたしまして、計画の全体構成を見直しし、修正させていただきました。

次に、ページが飛びまして大変恐縮でございますが、26ページをお開きいただきたいと思います。26ページの「田代地域」のビジョンの部分でございます。

下段の方でございます。重点施策の3点目につきまして、素案では「下水道事業・農業集落排水事業及び簡易水道事業の充実」としてございましたが、下水道等の整備につきましては、1点目の居住環境の整備の中に包括いたしまして、ここの部分を重点施策の一つとして、「県立自然公園田代岳を中心とした観光の振興」というような形で変更してございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと思います。

28ページの一番右側に、重点プロジェクトの体系図を追加させていただきました。全体の施策体系といたしまして、基本理念、将来像、まちづくりの目標、推進施策、その施策の主要事業、そして重点プロジェクトという位置づけの構成体系になるよう追加させていただきましたものであります。重点プ

プロジェクトにつきましては、長期的な展望に立ちまして、将来の事業化調査や各種制度等の研究を行いながら取り組んでいきたいと考えておるところでございます。計画書に掲載しております主なハード事業といたしまして、移動通信用施設、地区コミュニティ施設、リサイクルセンター、経営体育成基盤、消防車両等の事業を想定してございます。

次に、ページの31ページをお開き願いたいと思います。

31ページの主要事業の欄でございますが、名称等の修正させていただきました事業につきましては、上から6行目の「農業用河川工作物応急対策事業」のようにアンダーラインを引いてございます。これ以降の各分野別事業につきましても、同じように修正箇所の事業名にアンダーラインを引いてございます。

それから、再度ページが飛びますが40ページをお開きいただきたいと思います。

40ページの福祉の充実としましての主要事業でございますが、この部分の事業区別が他の事業区分に比べまして詳細すぎる表記となっておりましたので、上から5行目、「高齢者・心身障害者・母子寡婦家庭住宅等整備資金貸付事業」から8行目の「精神障害者支援事業」等のように55件掲載しておりました事業を22件に包括しまして集約表記させていただきました。

次に、53ページをお開きいただきたいと思います。

53ページの財政計画部分でございます。

第6章 財政計画の1行目でございますが、「平成17年から平成26年度まで」としておりましたが、合併期日が平成17年6月20日に決定されましたので、合併特例債の最終借り入れ年限が1年延びることに伴い「平成27年度まで」として「概ね」の表現を追加させていただきました。

次に、57ページをお開きいただきたいと思います。

57ページの歳入歳出の推移でございますが、印刷が左右ずれております。大変申しわけございません。お詫び申し上げます。こちらにつきましては、お配りしております協議案第18号追加資料、財政計画参考資料の方で説明申し上げます。

財政計画参考資料1ページ目でございます。A3版となっております。

先回の財政計画から変更いたしました主な部分は、普通建設事業につきまして、通常債等の充当事業から合併特例債事業への組み替えを行い、関連します財源の調整をさせていただきました。合併特例債につきましては、普通建設事業分90億円、基金分22億円、合計112億円を想定してございます。過疎債につきましては、先回と同様に14億円と想定してございます。また、計画期間でございますが、平成26年度までとしておりました計画年限を平成27年までとし、1年間延長しております。平成27年度の普通建設事業につきましては、現在調整中でございますので、一部変更となる予定でございます。この点ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、関連データを読み上げましてご説明申し上げます。

歳入の17年度、歳入の17年度合計欄でございます。327億5,600万と推計してございます。同じく歳出の合計欄でございます。327億5,600万と同額でございます。その下の財政調整基金等残高25億8,300万。合併特例債による基金残高7億6,700万。地方債現在高427億4,600万。経常収支比率94.1%。公債費比率17.3%。起債制限比率11.3%。地方債依存度10.8%と推計しております。各指標につきましては、先回より若干高めとなっております。

次に、27年度でございます。右の方でございます。同じく歳入の27年度合計でございます。284億300万。それから、右欄になります歳入の17年から27年度までの合計3,237億6,500万と推計してございます。27年度の歳出の欄でございますが、下から3行目、普通建設事業のところでございます。41億9,600

万というふうに記載してございますが、こちらにつきましては平成26年度の普通建設事業費と同額に推計してございます。それから、その下段の方の財政調整基金等の残高でございます。27億6,600万。合併特例債による基金残高23億円。地方債現在高307億1,900万。経常収支比率87.7%。公債費比率15.0%。起債制限比率11.0%。地方債依存度6.9%と推計しております。

次に、2ページでございます。

2ページにつきましては、参考まで、平成28年度から平成36年度までにつきまして単純に推計したものを添付させていただきました。参考資料としてごらんいただきたいと思います。ご説明につきましては省略させていただきます。

次に、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

さきの協議会におきまして事業関連資料の提示を求められておりましたが、平成27年度事業について現在調整中でございますので、事業一覧等につきましては次回以降にご提示したいと思っております。今回は、普通建設事業の全体像としてご理解をいただくため、27年度を、26年度と同額に設定して年度別、地域別、分野別に集計させていただきました。

年次別集計表でございますが、単年度約40億円を想定してございます。平成17年度45億8,400万。平成27年度41億9,600万。合計442億9,900万円と推計してございます。

地域別集計表でございますが、大館地域41%、比内地域14%、田代地域9%、地域全体として広域分35%と想定してございます。

合併特例債の発行限度額240億円に対します充当予定比率でございますが、37.8%と想定してございます。

施策分野別につきましては、ごらんのとおりの構成割合となっております。

財政計画並びに参考の集計表につきましては、現時点でのデータとしてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日のご議論、ご協議を踏まえました上で、今後、秋田県合併支援室へ内協議の調整に入りたいと考えておるところでございます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、協議案第18号、新市建設計画の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明がありました協議案第18号、新市建設計画につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらば、ご発言をお願いいたします。どうぞ。はい、佐藤委員。

○佐藤照雄委員 田代の佐藤です。

昨日、当方の協議会が開催されましたので、そのことを踏まえてご意見申し上げたいと思います。

新市建設計画の主要事業について、その内容については各市町より出された事業がほとんどで、3市町が合併することによる効果を生み出す事業とか、共通する重点対策の特色性、あるいは合併する3地区の地域共通課題の中での地域別特色を打ち出す事業の創出などがふんだんにあってもいいのではないかと。そのことは、新市の総合発展計画の中身でこうも言われそうですが、せめて以上のものがないと、この協議会で話し合う根本的なものがわからない部分があると。例えば、この後の議論、保育料についてはますます財政が厳しくなる中での受益者負担をどうするかについては、建設計画の主要施策が基になるものだと思います。少子化という、すべての地域に共通する、そして将来的にもいろいろな問題、課題を含むこのことに対して、建設計画で見えるような姿を明確にしてほしいと、このことは少子化対策のみならず、その他のこの地域の課題等への対策として、この合併協に具体的に見える形で示してほしいという願望がありますが、いかがでしょうか。

○事務局 事務局から申し上げます。

少子化対策、確かに国をあげてやらなければいけない大変難しい問題でございますが、ここに掲げております目標1番から5番目まででございます。こういった目標をですね、一つ一つに取り組んでいくこと、これが、すべてが人口対策や少子化対策につながっていくものと私どもは考えてございます。個々の目標としましては、例えば3番目の目標で、健やかで生きがいのある生涯を支える健康文化都市というものがございしますが、具体的な施策につきましては、旧来から申し上げておりますように新市の総合開発計画、これの中の実施計画の中でですね、実際に予算の裏づけをしながら議会でご決定をいただくということになっていくかと思いますが、現段階では、こういうふうな一つの大きな目標を掲げて、その中で具体的な新市の政策に、施策に生かしていただければと思ってつくったものでありますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長 はい、どうぞ。

○佐藤照雄委員 確かに前からも大体そのようなお答えをいただいているわけですがけれども、実際に今、保育料の話の中でどう進めていくかとなると、基になる施策的なものの中での考え方も当然出てくるわけですが、保育料はやはり少子化のために今後のこの地域の少子化という対策をどうしていくのかなと、そういうことがある程度出されていることで保育料という一つの議論が、的が絞られてくる部分もあるのではないかなと。そういうことを考えながら申し上げているわけでございますけれども。

○事務局 確かに、そういった細かな施策というのは、福祉施策、それぞれ一つずついっぱいあるわけでございますが、その一つ一つの施策を現在こうするああするということではなくて、全体的な新市としての目標、この10年間でどのようにして20年後、30年後につなげていくかという大きな目標でとらえて事業も1市2町の企画、財政担当から拾っていただいて載せたところでございます。これの具体化につきましては、今後の課題という形になろうかと考えてございます。

○議長 ほかにございませんか。はい、吉原委員。

○吉原 正委員 比内の吉原です。

新市の建設計画が原案という形で出てきて、その中で財政計画の方も前回とはまた違った内容になっているように伺われます。前回私、合併特例債のどのくらい10年間で活用するのかということで聞きましたけれども、その特例債の全体的な額も若干違ってきているように思いますけれども、それはそれでよろしいんですけれども、どちらかというと、こういう財政という部分については、その担当の方々は非常に周知しているんですけれども、多分、それとちょっと離れた人たちは内容がなかなか飲み込めないというかね、わからないという部分も多分にあるような気がします。私自身も、こういう一連の数字の流れはこのとおりであると思いますけれども、じゃあこれはどういうふうな形でこういうふうになっているのかなということ、ほかの人から聞かれても全然説明もできないという形になるわけです。

私がお願いしたいのは、歳入歳出それぞれの項目がございしますが、それぞれの項目の金額を設定、10年間の金額を設定する根拠となる部分が当然あるはずでありますので、そのすべての根拠というそれは膨大な資料になるかと思いますが、主要な根拠の数的な数字、あるいはその内容、建設計画には文章でそれぞれの項目の説明をなされておりますけれども、文章ではなく、例えば地方交付税でも最終年度には30%、でなくて、合併後は3割減を見越しているというお話しもありましたけれども、この10年間の、あるいは地方交付税の変化、あるいは合併に対する国、県の財政支援措置も当然あるわけですが、それがどの年度にどれくらい含まれているのか、そういうふうな数的な根拠の部分を大まかでもいいですので、大体の各項目で出していただければ、私ども細かいところ

に疑問をもったままこの財政計画を普段見ているということがない、そういう説明があればもっと理解しやすいと思いますので、合併協の事務局の方には大変仕事が多い中でこういうお願いをするのも大変だとは思いますが、できるならば、そういう説明資料も添付していただければ、私どもとしては非常にわかりやすい財政計画を理解できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 議長。

○議長 はい。

○事務局 ただいまお話しがございました、歳入歳出の算出の根拠となる資料、こういうものを次回の協議会まで用意して提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 ほかにご意見、ご質問。はい、小笠原委員。

○小笠原 豊委員 田代の小笠原です。

秋田県は先月、県の権限を各市町村に移譲する権限移譲推進プログラムというのを発表したということを聞いております。これまでは、知事の認可承認が必要だったものが、市議会で承認されれば即実行性をもつというようになり、2005年、来年の4月から移譲を開始するということを聞いていますが、この新市建設計画を策定する上で、このプログラムを考慮するということも必要になってくるのではないかと思ったんですけれども、この移譲プログラムを受けて建設計画に何らかの修正を加えるということにまたなっていくのか、あるいは、もう今回の修正でそういうことを考慮に入れてのことなのかお伺ひしたいと思います。

○事務局 これは、それぞれの母体の方にいろいろ県の方から会議の中で説明があったようでございます。そして、現段階で大館市の方針としましては、合併後に県の方と、どの事業を受け入れるかということ協定して決定していきたいということでございます。新議会の方でご協定をお願いしたいと考えているところのようでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○小笠原 豊委員 市町村の意向を優先して手挙げ方式になっているということも聞いておりますので、住民サービスなどの計画段階から実施までの一連の内容を大館市、新市だけで完結できるようになるということで、合併を契機としたまちづくりに大いに利用すべきだろうというふうに思いますので、ぜひ手を挙げてですね、いただきたいなと思います。

○議長 ほかにございませんか。菅原委員。

○菅原金雄委員 先ほど、この会議が始まります前に、市長のところで確認をさせていただいたわけですが、何せ我が町がこの法定協まで参加するまでの道のりが大分長くて、任意協を2回ですか、参加して、そのあとは比内町はここから抜けたわけでありまして、選挙戦までやり直して今日まで至ったという経緯は皆さんご存じのとおりであります。しからば、新市計画に比内町としてやはりこれだけはぜひとも、あるいはこういうものも引き継いでほしいというふうな事業計画をですね、この間、新聞等でごらんになっていると思うんですが、まちづくり計画をコンサルタント会社に発注をしまして、改めて今、比内町のまちづくりを計画策定中なんです。それが新しいまちづくりに引き継いでもらうというふうなことが12月ですか、町長、11月中にできますか、12月になりますか。大体……。

○佐藤賢一郎副会長 1月。

○菅原金雄委員 1月……ちょっと遅いかもしれないな。というふうなことで、いろいろ今、計画の途中にあるものもあるわけですが、ただ、これが原案だというふうな形になってしまえばですね、我々が任意協の出席しておった段階で提案されたものというか、町から出されたものがこれに載っていて、あとからつくられたものが盛ってもらえないものだとすれば大変さびしいわけで、そこら辺のことは

どうですかと言ったら、まだこれは継続審議というか、合併するまでは継続的なものでいくだろうというふうな市長のお話しでしたので、ちょっと安心したところですが、田代町さんの方は町長も首長も変わりが無くずっと任意協から今日まで引き続いているわけですし、ただ、うちの方はさっき言ったように途中で代わったり何かしているわけですから、そういう点で大変、何かタイミングがずれてしまったなということで大変残念でありますけれども、市長あれですか、そういうふうなものです、加除というふうなことにはいかないと思うわけですが、新たに出された場合のそういうふうなものもくみっていただけるというふうな、一言、この議事録に残していただかないと、どうも私ここに来た意味がないような感じで、確認をしてみたいなと思って今質問をしているわけですが、いかがなものです。会長からお答え願えないとすれば、事務局の方で結構ですが、そういうふうなものはまだこれから出てくる可能性がある、あるいはいらなくなる部分もあるかもしれないというふうなものがあつたとすればですね、それを加除というか、プラスしたりマイナスしたりということが可能でしょうかどうでしょうか。一言確認したいと思います。言っている意味わからないですか。まずそれが一つ、いいですか。

それから、どこの町も市もそうだと思うんですが、事業はやっぱり続行しているわけで、それが例えば6月20日を迎えた段階で、当然、継続なものと私認識しているんですが、そこら辺のところのすりあわせというか、そういうものはどういうふうなものでしょう。

○事務局 ただいまのお話しは、都市計画事業のお話しでございましょうか。基本的にですね、1市2町の企画、それから財政の担当者が集まりましてですね、計画している事業、そういうものについては、ある程度拾わせていただいた、大枠でございしますが、大枠の予算として拾わせていただいて、その中で合併特例債事業に載せれるものは載せてございます。そして、載せれないものについては、一般の普通建設事業費として盛るという形で載せてございますので、その辺のところに入るべきものはある程度入っていると思ってございます。

○菅原金雄委員 うん、お互い生き物ですから、その仮定でのやっぱり事業として提案されてくるものとかが計画されてくるもの、あるいはここでは今は何とも、例えば12月時点とか新年度予算という形でいろいろこう続いてくると思うんですよ。それをどういうふうな形で抑えてもらえるのかなということなんです。

○事務局 特例債事業につきましてですね、一応計画としていただいたものを、これから県の本庁の方と協議しますので、本庁の方でそれはそれにあてはまるということであれば特例債事業として成り立っていくと思いますし、普通建設事業の部分に入るとしましても、大枠としては建設計画に載せていただいておりますので、その中でやっていけると思います。そういう意味で建設計画もですね、詳細はものは今時点で盛るのは無理なものですから、見てお分かりのように、かなり何といいますか大枠で載せさせていただいてございます。今後、新しい市になった時点で、またこれは予算について議会でご審議もいただかなきゃいけないし、そういう今後の審議というものもございまして、大枠で載せさせていただいておりますので、その点はご了解いただきたいと存じます。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、小笠原委員。

○小笠原 豊委員 田代の小笠原です。

具体的なことをお伺いしたいんですが、47ページのまちづくり重点プロジェクト。このプロジェクトは、最優先事業として推進するということが書かれてあるんですが、その（１）でデジタルシティプロジェクトということが書かれてあるんですが、これは公共施設のみならず各屋々が高速道の通信で結ばれないと、これは意味がないと、実現不可能なことだと思いますけれども、そう

いう事業を具体的に展開するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○事務局 ここに掲げてございます、まちづくり重点プロジェクト。各それぞれの5つの目標の中に掲げた中で、今後、大きく市として、新市として取り上げていかなければならない問題として取り上げさせていただきました。そうした中で、まず、デジタルシティでございますが、これにつきましては地域ネットワークの基盤整備事業、それから他の分野とも共通する分野でございますが、例えば一番下に書いてございますように消防救急の連絡体制、これについては現在デジタル化という消防無線のですね、これについても検討してございます。全部がハード、この重点プロジェクトは全部がハードというわけではなくて、そういう取り組みをしていく上での職員なり、それから住民の方々へのいろいろな研修、こういうものを続けながら、ここ10年ということに限らずですね、20年先、30年先をにらみながら重点的に取り組んでいくという事業でとらえてございます。

○小笠原 豊委員 第1番目にデジタルシティ、括弧して高度情報都市というふうに書かれてありますので、これが20年、30年先ということであれば、あまりにも遅すぎるのではないかとというふうに今この情報化時代の中で非常に感じます。これは、各地域ごとに通信速度が違ったりすると、これは恐らく実現しないことだと思いますので、ですから何でこういうことを言っているかということ、具体的な目標といいますか理想は高いにこしたことはないんですけども、具体的にそれが実現、どの程度実現できるかということも勘案して、例えば39ページにもコミュニティ活動の充実というところで、ITのことも触れておりますし、あと43ページの情報通信基盤の整備というところでも、21世紀のライフラインになるというふうに書かれてありますので、これライフラインというのは非常に重要な言葉だと思いますし、ですので、もしそういう何といいますかね、だから言葉としてデジタルシティプロジェクトという内容とタイトルというか理想がちょっとかけ離れているとすれば、デジタルシティに向けた基盤整備プロジェクトであるとか、デジタルシティ促進化プロジェクトというふうに修正した方が、より現実的ではないかなということを感じましたので、お話しさせていただきました。

○事務局 20年先、30年先に実施するというだけでなく、20年先、30年先に先端としてやっていけるようにということでございますが、現在、職員のいろいろな研修、それから今、実際にコンピューターをですね、来年に向けてつくり直しておりますので、それが終了次第、どういった意味でこういうのを取り組んでいけるか、そういうふうな庁内のプロジェクトも組みながら検討してまいりたいということも含んでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○中山吉行企画部会関係職員 ちょっと補足して説明します。私、大館市の情報を担当している中山でございます。

今のご質問で、実際にはですね、例えば届け出が自宅でできるとか、申請とかもできるとかということについては、県を中心にして、県の申請等も含めて、これも今これから検討するということにしています。ですから、それはすべてが公共側でやるんじゃないなくて、NTTをはじめ民間の方々との共同、それからインターネットについては各個人の方々のそういう意欲をもって一緒に構成をします。だから、すべて行政側で全部やりますよということじゃないということでございます。

それから、実際には、医療機関の連携等は、これは我が市長の呼びかけで今勉強していると、実際に動いているという具体的なこともございます。

ただ、まだはっきりしたものは見えてませんけれども、これを一つ目標にして、それぞれ動きつつあるということでございます。ご理解をお願いします。

○議長 中村委員、今、手挙げなかったっけ。その辺の方、手挙げなかったっけ。はい、若松委員。

○若松栄三郎委員 比内の若松です。

非常に素朴な話なんですけれども、大館市役所が大分古くなって、耐用年数が過ぎているようで、また3市町が一緒になった場合は非常に狭隘であると。場所の問題はともかくとして、計画の中には入っていないように見えるんですけれども、その辺のところはどういうふうなものか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○事務局 これにつきましてはですね、地方自治の推進というところの分野、46ページでございますが、ここの下の方の表を見ていただければ、庁舎等改修事業として特例債事業を組んでございます。額につきましては6億ちょっとの額を予定してございます。一部を増築するという形でございます。

○若松栄三郎委員 私は、できればせっきくの合併の機会にね、そういう庁舎の問題は当然出てくるのかなと思っておったんですけれども、6億何ぼでは庁舎できませんよね。やっぱり100億か150億ぐらいはかかるだろうと思うんですけれども、この10年の中には入ってきてないというところが、財政上の問題もあるでしょうし、国の指導もあると思いますけれども、何か北秋田市の予定されているところでは場所の問題でいろいろ物議を醸し出しているというふうなことで、豪華にとか殿堂にとかということじゃなくて、やっぱり質素で儉約されたものの中にも、きちんとした市民のための場所が必要なものかと思えますけれども、この話の中に載っているというけれども6億いくらでは、何か改築かなんかする程度のものということですか。

○事務局 おっしゃるとおり、確かに6億ですと一部増改築ということでございますが、まだ使えるものはできるだけ使っていきたいということとですね、それから比内町さん、田代町さんの庁舎が、立派な庁舎がございますので、その部分を利用できるものは利用して、分庁舎として利用させていただいていくという考え、現段階の考えはそういう考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○若松栄三郎委員 はい、わかりました。

○議長 ほかにございませんか。はい、仙台委員。

○仙台隆義委員 比内の仙台でございます。

この新市計画書が今度素案から原案になったと、そしてまた、向こう概ね10年間という期間の中での設定だと説明を受けました。先ほども、この計画内の加除ができるかというような内容の質問もあったようでございますが、ここで確認したいと思います。

私も農協も合併をされまして、今年で8年目になりました。これまでは、やはり行政の合併がいつになるのかと非常に期待を含めながら、いろいろ行政のとられた事業の取り組みの中では課題をそえながら今日を迎えたわけでございます。このように農業情勢が変わってまいりますと、内容も変わってまいりました。それで、これまで農協の合併というのは、やはり立ち上がりまでにはそれぞれの施設を最大限利用しながら、まず経営安定するまで頑張りなさいという、そういう流れの中でできましたけれども、今日になって農業行政ががらっと変わったわけでありまして。そういう中で、既存の施設では手狭になってしましまして、やはりここには農業の振興の中では地域の特徴のある農業振興を掲げておりますが、これは非常に時宜を得たものでございますけれども、ところが、私どもがやはりこのように農業の振興になってまいりますと、いわゆる今の施設では手狭だと、やはりもっと大きな施設が必要であるというような事業に取り組む際にはどうしても国、県、行政のそういう計画性のある中に折り込まなきゃならない、そういう流れでございますけれども、今、国のいろいろな財政難の中では、まずもって既存の施設を最大限に活用しなさいと、それがないとハード事業は認めませんよというようなことで、今もっている計画が今立たれておりますけれども、今後、この流れが変わりましてそういう事業に取り組む際に、今いろんな主要事業を掲げておりますけれども、そういう事業を取

り組むことができるのかどうか。そこら辺を確認します。

○事務局 この建設計画は10年というものを一つのサイクルとしてやらせていただいております。というのは、今おっしゃったように国も大変厳しいわけですし、国の交付税とか補助金の制度、それから三位一体でやるという取り組みをやってございますが、これが10年後になるとどういうふうに変わっていくかということがまだつかめない状況でございますので、とりあえず現状でつかめる範囲内の計画という形をお願いしてございます。そういう面でご理解をいただければと思いますが、今後、当然、国も市町村も景気といいますか、全体が上向いてくれば、また大きなもの、夢のある計画といいますか、そういうものの取り組みが可能になってくるものと思いますが、現在のところは国、県、市町村とも厳しい中でこうした計画でやらせていただきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○菅原金雄委員 合併特例債を極力抑えたのではないのかなと私は思っているんですが、大いに利用というか活用しながら、計画は小さくよりは大きくもっておいの方が、後々のために楽になるのではないかなと思うんですが、そこら辺の考え方はいかがでしょう。合併特例債を最大限活用すると、計画だけでもですよ。考え方はどういうものでしょうか。

○事務局 1市3町のときからいろいろシミュレーションを作らせていただいたりして取り組んできたわけですが、特例債につきましても、これ1市2町の財政と企画の担当が集まりまして、どの程度活用していくかということでやってございまして、前回よりは今回、倍ぐらい増やさせていただきました。会長の方からもいろいろ検討できるものは検討せよということで、1市2町の企画担当がですね、県の市町村課の方に行きまして、利用できるものがないかということでいろいろ協議して増やすべきものは増やすという形でやってきてございます。ただ、全体的な総枠の建設事業につきましては、1市2町で協議した結果、この辺のところでやっていくのが今後の10年間の収支を考えた場合や、その後の収支を考えた場合、今の国の歳入の不安定な中ではこの辺のところでいいんじゃないかという結論でつくらせていただいたものでございます。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長 何となくわかったようなわからないような。

○菅原金雄委員 例えば、市立病院の建て替えの問題もあるでしょう。10年以内には、私は市役所なんかにも必要になるのではないかなと思うわけです。そのほかに、学校なんかも統廃合の形をとると、2、3校は10年以内だとすれば必要になってくるのではないかなとか、あるいは保育所なんかも、これも統廃合も考えながら数箇所、比内にある施設なんかでも建て替えの必要なものが2、3見えていくわけですし、恐らく田代方面にだってそういうふうなのが私はあると思うし、もちろん大館市内のそうしたものだって必要になってくるものが考えられると想定すればですね、計画ですから何もそれを必ずしも借りなきゃならないものでもないわけで、計画だけはやっぱりでかい計画を持っていてスタートすべきでないのかなというふうなことを感じたりしておりますので、そこら辺はどういうふうなものかなということなんですが。抑えて抑えては大変結構な、ご時世の考え方としては大変結構ですが、こういうときだからこそ逆にそれをバネにするような形で、大いにというふうなこと、ひとつの案だと思うんですが。

○議長 私の方を向いて言っていますので、ちょっと議長をずらして申し上げますと、建設計画全体の総量なり予算というのは押さえられているわけですがけれども、これはしょうがないことですね。ただ、委員おっしゃるように特例債で拾えるものはないだろうか。特例債をもっと活用するのがないだろうかとか今検討させてますので、全体の枠組みというのは大きく変わらないまでも、特例債で拾える

ものは拾って、逐次、市町村課と相談させます。ですから、これからも拾えるものがあればですね、県との協議の中でそれを増やしていけると思います。

ほかにごいませんか。いろいろご意見、ご質問出されましたけれども、この案件につきましては今申し上げましたように、新市の建設計画に反映されるべきものについてはさらに修正を加えまして、県の合併支援室に内協議をお願いしてまいりたいと思っております。この内協議という言葉、どうも日本語的でなくて申しわけないですけれども、何か内協議って言うそうです。事前協議とお考えいただければありがたいでありますけれども、内協議をお願いしてまいります。この内協議で修正箇所が出てくるのが当然予想されるわけであります。その場合は、正式協議の前に改めて本協議会に報告しまして、ご意見を賜りたいと思っております。

そういうことで、本件、この新市の建設計画につきまして、今後もまた継続協議としてまいりたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、協議案第18号、新市建設計画については、県の合併支援室に内協議をお願いすることにしまして、引き続き継続協議といたしたいと思っております。

次に、協議案第20号、使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。この案件につきましてはですね、前々回から保育料の取扱いについてさまざまなご意見がありまして、分科会、専門部会で再度検討するということで継続協議となっていたものであります。本案件については、保育料に関する追加資料と学校給食費の取扱いに関しまして一部調整方針を変更した追加資料も提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議案第20号の使用料、手数料等の取扱いのうち保育料について継続協議をご説明いたします。

保育料につきましては、これまで2回継続協議となっておりますが、前回、一般財源に含まれる交付税算入額及び比内町、田代町にあわせた場合の財政負担などについて、次回に示すということで継続協議となってございました。今回、新たに追加資料といたしまして1市2町の児童実態調べ、保育料収入見込額比較表などを追加資料として提示してございますので、その資料によりご説明いたします。

皆様のお手元にございます、別紙協議案第20号の追加資料をごらんいただきたいと思います。

10ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

大館市・比内町・田代町児童実態（施設入所児童数）調について、ご説明いたします。

追加資料1は、1市2町の保育所や幼稚園などの児童数を平成16年4月1日現在で調べたものでございます。今回、協議いただいております保育料が対象となりますのは認可保育所でございます、幼稚園や、へき地保育所などは対象外でございます。

①の認可保育所でございます。公立、私立あわせまして、施設数が10、入所児童数は953人でございます。これに対しまして

その他の施設としましては、②のへき地保育所343人、③の幼稚園801人。11ページをお開きください。

④の児童館129人、⑤の認可外保育施設、無認可保育所でございますが、123人。⑥の事業所内託児施設16人、以上35施設がありまして、入所児童数は約1,400人でございます。

①の認可保育所から⑥の事業所内託児施設まで児童総数をまとめたのが、⑦でございます。大館市

が1,828人、比内町347人、田代町190人、あわせまして2,365人でございます。この入所児童総数2,365人のうち、保育料が対象となります認可保育所の児童が占める割合は全体の約4割でございます。これを市、町ごとに見ていきますと、大館市が2割、比内町が8割5分、田代町が10割と、認可保育所の児童が占める割合にばらつきがございます。また、一番下の方に参考として幼児人口の表がございますが、幼児人口3,864人でありますので、未就園児が計算上、約1,500人いるということになります。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。追加資料2でございます。よろしいでしょうか。

1市2町の認可保育所分10カ所分でございますが、この保育料収入見込額を比較したものでございます。現行の保育料は1市2町あわせまして年間約1億7,000万であります。これを国の基準の概ね75%とする新市保育料案にした場合に、現行保育料に対しまして約1,100万円の減収と見込まれます。

次に、比内町の現行基準、これは国の概ね70%でございますが、これを適用させた場合、約2,200万円の減収の見込みとなります。

次に、田代町の現行基準、国の概ね60%を適用させた場合は、約3,500万円の減収の見込みとなります。

この保育料が減収となった部分が一般財源の負担増となります。

次に、13ページをお開き願います。

国庫負担金の一般財源化に伴う影響額比較表でございます。これは、1市2町からいただきました基礎数値を基に福祉部会で試算したものでございます。保育所運営費国庫負担金の制度が平成16年度から改正されまして、一般財源化されたことに伴う影響額を比較しております。

平成15年度は、国、県負担金、普通交付税算入分として約3億1,000万円の歳入がありました。これが、平成16年度には一般財源化されまして、普通交付税算入分、所得譲与税として約2億6,800万円となり、差引4,200万円の減収となる見込みでございます。この減収分が市、町の負担額となりまして、さらに先ほど説明しました田代町の水準に保育料をあわせた場合、年間約3,500万円の追加となり、あわせまして7,700万円の一般財源の増加となるものと見込まれます。

以上で、保育料の追加資料についての説明を終わります。

続きまして、学校給食費について説明させていただきます。

学校給食費につきましては、第7回協議会で提案の上、確認いただきました使用料等の中がございます。この取扱いにつきましては、当面、現行のとおりとする調整方針でございましたが、分科会、専門部会のすりあわせ結果と一部内容が異なっておりましたので、再度調整方針をご確認いただきたく存じます。

協議案第20号追加資料の6ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

大館市・比内町の学校給食費の現況につきましては、前回と変更がございません。田代町につきましては、町で独自に給食費の一部負担を実施しておりまして、その内容を今回記載してございます。アンダーラインの部分でございます。1日当たり給食費につきまして、前回の提案では小学校で210円としておりましたが、今回255円（うち町負担分45円）に変更してございます。中学校では、前回240円としておりましたのを今回290円（うち町負担分50円）と町の負担分を内書きで表すように変更してございます。これとあわせまして、この給食費の調整方針として、大館市・比内町は現行のとおりとする。田代町は、平成17年度は現行のとおりとし、町負担分を順次引き下げ、平成19年度に町負担分を廃止する、とした調整方針に変更してございます。

以上で、学校給食費についての追加資料の説明を終わります。

以上、保育料、学校給食費につきまして、よろしくご協議お願いいたします。

○議長 ただいま説明がありましたけれども、協議案第20号の保育料について、各議会においても協議がなされているようですので、ここで内容についてお話しをいただきたいと思います。最初に伊藤委員、大館市議会の状況についてお願いします。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

去る9月7日に全員協議会を開きまして、まず結論から申し上げます。保育料の原案についての賛成が19名、反対が4名、保留が2名、欠席が2名、合計27名ですが、以上の結果で原案に賛成というふうになっておりますけれども、若干説明をさせていただきます。

今、幹事会の方から説明がありましたとおり、当初3,500万程度であれば施策として考えていいのではないかなと思いましたが、16年から一般財源化するという事で4,200万の補助が減るということで、交付金が減るということです。合計で7,759万3,000円、この額が持ち出しになるということは、年間、2年で1億5,000万ぐらいですか、1億のお金があれば起債を含めて10億の仕事ができるということで、そういう意味で非常に難しいのではないかなという部分が一つです。子供の、幼児の子供の確認を今、幹事会の方でなされましたけれども、結果的に大館市・比内町・田代町の5歳までの幼児が3,864人、今回の該当が1,400ですが、そのほかにすべての施設、1から6までの施設を合計すると2,365人ということで、1,500人がまず何らかの施設に入っていない、これの方々は恩恵を受けない。それから、大館の場合は全体で、幼稚園そのものも公立が120名で私立が641名ということで、私立の方々、それはそれぞれ私学援助金が市から、また国から出ているわけですが、なかなかこの方々が恩恵を受けることがないと。先ほど幹事の方も言いましたように、保育の関係でも全体の、全幼児の4割の方々しか恩恵を受けないということで、じゃあ公平感をどう保つかという部分で、やはり負担すべきものはそれぞれ負担をせざるを得ないのではないかなということで、原案を可決いたしました。

ちなみに、いろんな方の意見がありましたので申し上げたいと思います。

ある方は、やはり子育て支援の立場であれば、7,700万ぐらいほどは出してもいいのではないかなという意見の方もありました。あとは、極端に下げることではないのではないかと。比内と田代がそれぞれ自立した場合はどうなのかと。比内さんの自立の計画の中には3万9,000円という数字が出ていますが、そういう部分から考えていくと、むしろ現状という形で妥当ではないのかなという意見がありました。あとは、当面、この3方式でやってもいいのではないかなという意見の方と、実は子育て関係の部分について一般財源の持ち出しが6億1,000万、大館の場合はあるということで、それになおさら7,700万プラスにいくということは非常に今後大変になるのではないかな。少子化に関して全力で取り組むという前提のもとに、将来的に75%でもっていくということは妥当ではないのかなというふうに思うと、こういう意見がありました。

ちなみに、少子化対策事業の実施状況をちょっと調べさせていただきましたけれども、大館の場合、田代町さん、比内町さんがやられていないことも大館はやっているわけですが、持ち出しそのものが総出額といたしまして、少子化対策だけについて2億1,100万、200万ぐらい出ていると。その中で一般財源が1億4,859万という額が出ているという部分で、保育料だけの部分を取り上げるだけではなくて、保育料の値上げそのものが少子化対策だけになるのか、ある全体的な少子化対策の事業をやはりどんどん進めるべきだということで、あらゆる部分でその部分に振り向けた方がいいのではないかなというふうにご意見があって、大館の場合は原案に賛成ということが決定になりました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。続いて、渡辺委員から比内町議会の状況をお願いいたします。

○渡辺久憲委員 比内の渡辺です。

比内町の議会では、この問題について、この問題だけを取り上げるだけの全員協議会というものは開催しておりません。去る8回目の法定協議会の報告ということで、8月30日に全員協議会を開催しております。その場において、8回の協議会の中において論議されたこの議案に対する報告を行い、そのあと普通どおり議員から意見を聞くという形になりました。

結論から申しますと、私たちの町でもやはり保育料というものはこれ以上あげるべきでないと、そういう意見が大勢を占めております。もちろん財政的なそういう面もありましょうけれども、何と申しましても少子化対策というものは今後の新市のですね、将来を左右する問題であるし、大きく言うならば国の存在そのものも根幹から揺るがしかねない問題だということになれば、やはりここは多少の財政的な支出があっても、ある程度のそういうことで配慮すべきでないかなということでもあります。

それとあわせてですね、この保育料の問題までも取り上げて少子化対策ということでですね、子育て支援の問題で論議するよりも、むしろ全体的なそういう計画の中においても一つのもので、保育料の問題も論議すべきでないかなという、そういう意見も出てきております。

いずれにしても、比内町議会においては大館さんみたいにですね、全員協議会、あるいは議会の中でもって決定的な総意を、結論はまだ出しておりません。

以上です。

○議長 ありがとうございます。続いて、荒川委員から田代町議会の状況をお話しいただきたいと思います。

○荒川邦隆委員 田代町の荒川でございます。

昨日、全協を開きまして、継続案件でありましたこの20号ですか、大館さんのように採決はいたしません。しかしながら、委員の中では以前よりも増してですね、現状維持していただきたいという声が圧倒的でありました。しかしながら、中には田代町でやっている子育て支援事業、あるいは少子化対策事業として必要なものはまずやっておりますので、そういうものも引くるめた施策が必要でないかと、そういう発言もありました。しかしながら今聞いておりましたけれども、伊藤議長さんおっしゃったように大館の場合は非常にいろんな施設があると。しかしながら、うちの方ではさっき事務の人から発表あったように100%認可保育所であると、それから人口規模から申し上げましても当然一般財源、出る金額は大館さんの方が多いと。これは自明の理であります。しかしながら、小さい地域ならばこそ何かしていただきたい、そういうものを何か模索していただきたいものだなというそういう声もありまして、一応それは今日発表してくる、そういうことで来たわけではございますけれども、例えば田代町の出生祝い金の条例とか、それから医療費の補助とか、それから遠隔地にいる子供さんに対する生徒就学の助成、あるいは先ほど言いました学校給食の一部負担、あるいは新入学児童に対するランドセルの支給とか、そういったものをやっておりますけれども、そういったものをこれからは、上げるけれども、それに見合うような子育て支援事業、少子化対策事業のそういう施策の展開も当局には期待したいものだ、という発言もありましたので、一応、話がちょっといきまされたけれども、そういうことであります。

○議長 各々3議長さんから各議会の状況についてご説明がございました。この1市2町での議会での協議の状況と、それから先ほどの事務局の追加資料に基づく説明でございますけれども、この説明、これを踏まえまして委員の皆様からご意見、ご質問等をお伺いしたいと思います。はい、武田委員。

○武田砂代子委員 新市建設計画の原案の中には、人口減少による少子化対策が大きく打ち出されて

おります。子供を生み育てやすい環境づくりの一つとして、この保育料の問題の継続審議されているわけなんですけれども、保育料の軽減だけではなくて、先ほどからお話しがあるように、例えば協議案の37号にも出てきますけれども保健衛生事業の乳幼児に関する母子保健事業や予防接種事業、それから親が子育てをするときの相談の体制なども充実したものにしていきたいものだなと思っております。そしてまた、市町村とも乳幼児の医療の治療、先ほどお話しがありましたけれども、それから入院にかかわる費用など方策が立てられ実施されているわけなんですけれども、例えば比内町では小学校に入る前までの子供たちの治療や、それから入院費というのはすべて無料になっております。そのような住民の負担を考えた軽減ということが図られているわけです。その子供たちが小学校に入学して、主に低学年児童になると思いますけれども、家にただいまと帰ったときに、大人が全然いないという、その子供たちの放課後や、それから週末の居場所づくりということもあわせて全体を見通してですね、包括的に少子化対策を進めていきたいものだなと、そういうふうに思っております。そして、できるならば、このことが新しい市の特色ある建設計画の一つになるように施策を考えて工夫をしていただきたいものだなと、そういうふうに考えております。

○議長 はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 今、一番先に発表なされました伊藤議長のその他の支援、政策的なものの総額の金額だけ申しましたが、それから田代の方のよい部分、あるいは今、うちの方の武田さんからの発言等あったわけですが、三者三様手前味噌的な内容だけでなく、これもやっぱり全部の支援策をどのようなものを行っているかというふうなことを対象しながらですね、再検討するというふうな方法を取っていただいて、今回は継続というふうなことにしていただけないでしょうか。

○議長 ほかにご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○佐藤信行委員 継続協議になっても構いませんが、そのための前段としてお話し申し上げたいと思うんです。

先ほど7,000万のどうこうということは、もっぱら財政だけにからんだご意見であると思います。もちろん、これは経費が伴うものですから、当然そういう考えにはなると思うんです。今ここで継続協議のための前段として考えていただきたいことがございます。財政を考えるのは当然であります、今、子供は宝とこう言います。このことはどなたも異論がないと思います。子供は地域の宝で、日本国家の宝でもございます。大館市も比内町も田代町も社会整備事業ということで社会投資、相当の額していると思います。将来、人口が減ったらせっかく投資した社会資本がどうなりますか。その施設の活用、利用者出てきますか。今、保育料の問題は、田代町にあわせるのが困難であれば、もうちょっと別な考え方もあると思うんです。家の家庭に帰れば、豊かな家庭もあれば、やっとの暮らしの家庭もおります。やっとの暮らしをしている家庭では、いわゆるママさんなり主婦の方が家計のやりくり上手がいるんです。財政担当も、財政のやりくり上手、考えられませんか。将来、日本国家を担う子供たちのためなんです。今、保育園に行っているそういう子供たちの軽減だけでなく、これから生まれてくる、育つ、そういう子供たちの将来を考えて、若いお父さん、お母さんたちの軽減策を考えてみませんか。無理なことじゃないと思うんです。子供たちは地域の国家の宝なんです。私はまもなく70になるんですが、後先は見えております。代わって生まれてくる子供たちのために、この合併を機にこういうことをとということで、どこか削っても、当然削る必要が出てくると思うんですよ、これは。そういうやりくり上手な財政担当をひとつ考えてくださいませんか。継続協議の前の前段としてご意見でございました。

○議長 虻川委員。

○**虻川景一委員** 大館の虻川でございます。

保育料の問題は少子にかかわる問題というふうなことでございます。この少子については、今や社会問題であり、そして政治課題だろうと思います。年金の問題でクローズアップされましたが、夫婦で1.29人というふうな非常に少子になっておりまして、私も孫もですね、真中地域なんです。が約、私の方の子供の時代に比較すれば7分の1か8分の1ぐらいの人数でございまして、非常に将来が憂慮されるような状況であります。それで、この問題についてはですね、いろいろ意見、皆さん申されましたけれども、これは非常に難しい問題だと思うんですよ。総合的に先ほどから解決していかなければいけないというふうな意見も出ておりまして、いわゆる子供を生む若い人たちが職場で定着できるような、そういうことまでも考えていかなければならないと思うので、そういうことからすれば、まだまだこの問題についての議論は尽きないと思うので、新しく市になってから真剣に議論して、いい方向に導いていくようにしていただきたいなということで、この問題については継続協議といってもなかなか結論が出ないと思うので、私としては2年なり3年なり議員の特例、在任特例というふうな期間でもいいですし、その間は現状のままで保育料をやっていた方がいいのではないのかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**議長** 中田さん、今まで発言してないからどうぞ。

○**中田直行委員** 大館の中田でございます。

今の虻川委員のお話しにもありましたが、質問として、これ保育料についてどうしても今統一しなきゃいけないものなのかどうかということをひとつお聞きしたいと思います。ほかにもですね、水道料ですとか下水の使用料ですとか介護保険料ですとか、1市2町で負担が違うものがたくさんあるわけですが、特に保育料に関しては非常に皆さんから熱心なお話しが出るように目立つ問題だと思うんですよ。継続審議といってもなかなか、虻川さん言ったように結論が出にくい課題だろうと思いますが、この協議会で統一する必要があるのかどうかということをひとつお聞きしたいと思います。

○**議長** 事務局。

○**事務局** ただいま案として出させていただいてございますのは、1市2町ですりあわせをした結果ということでご提案させていただいているものでございますので、それをもとにしてご協議をいただきたいということで、これを決定ということではなくて、あくまでも協議会の中でご協議をいただいて結論を出していただければと思ってございますので、よろしくお願ひいたします。

○**議長** ちょっと違うんでないか、それ。質問と違うんじゃないか、答えが。

○**事務局** ちょっと申しわけございません。

今、協議会で結論を出さなくてもいいんじゃないかということですか。

○**中田直行委員** そういう必要があるのかなのか。

○**菅原金雄委員** 大館はいい。田代が容易でない。

○**議長** 私、かみくだいて順番に聞いていくから答えてちょうだい。

大館、比内、田代各々、今の保育料のままで、今のままで当分の間ね、続くことできないかと、この質問がまず第一。理論上ですよ。いいか悪いかはまた議論してもらおうとしても、質問の趣旨はそれですね。

○**事務局** 申しわけございません。

すりあわせした結果がそうですが、協議会の中でそういうふうな形でいくんだということになれば、それはそれで結構だと思います。

○**議長** そういうことも可能だということです。まず可能か不可能かから質問しましたね。

次に、質問ありませんか。はい、吉原さん。

○**吉原 正委員** この保育料の問題は、もう2回の継続になって今回3回目になっているんですね。そのたびに法定協の中での記事として新聞なんかにも大々的に保育料の問題が出ているわけですね。逆に言うと、それだけ法定協の中での案件として、この問題が真剣に議論されているということで、3市町の町民の方々はそれだけ逆に関心がいやがおうにも高まっているんじゃないかというのかね、そう私は思っております。単純にサービスは高い方に、負担は低い方にとというのは、一応合併のマニユアルでありますけれども、その壁、そこに立ちふさがるのが財政だと思います。財政的なことから必ずしもそういう方向に行かないという状況は、それぞれの法定協議会でどこでもあると思います。しかし、今、私たちの現在の大館、比内、田代の法定協の中ではやっぱり法定協、合併だよりも出たように少子高齢化への対応というのが非常に大きな課題ではないかというね。だから、そういう意味では一般財源の持ち出しがいくらあるという非常に私どもがそれでしゅんとなってしまうがちですけれども、佐藤さんが言ったように、全体の中でのやっぱり少子化への重要課題としてのそれに取り組むんだという意気込みがあれば、その財政的なやりくりは可能ではないかというかね、可能なようにまたやるのが行政の役割だし、我々法定協のこの会議でも一度このような問題をみんなで真剣に取り組んだ中で、何かやっぱり成果を出していきたい。そういう中には、うちの方の武田さんが言ったように、確かに子育ての負担は保育料だけではないという部分もありますので、今、継続という声もありますけれども、できれば子供たちに関する負担に関するさまざまな部分についての一覧なりね、そういうものを一度に出してもらって、そういう中での保育料もまたその中で検討する、そういうことも必要でないかと思います。比内、田代では、できるだけ引き下げてほしいというそういう声が多いという発言もありましたけれども、子育ての……。

○**議長** すいません、もうちょっと論旨を短くして話してください。次の方待ってますから早目にしてください。

○**吉原 正委員** そういうことで、総合的な子育てのプロジェクトみたいなものを逆につくっていただいて、その中での保育料の問題も総合的に検討していったらいいんじゃないかなというかね、私はそう思いますけれども。

○**議長** はい、荒川委員。

○**荒川邦隆委員** 田代の荒川です。

議案の20号については、前回、この場でですね、出てきた裏づけを出しなさいと、資料を出しなさいということで今日これが出てきたわけでございます。財政の裏づけであります。それで、いずれ今日説明受けましたものをうちの方では次の27日までの間に、いつか日を設定しながら今日受けたものを説明するためにはどうしても継続案件にならざるを得ないこう思っております。

それから、この保育料でありますけれども、さっき市長が言ったように、うちの方の町長非常に頑張ったんですけれども、合併しなかった場合はこれこれかかりますよと、それもいくら言ってもですね、そっちの声の方がかき消されているような現状であります。いずれ当議会では協議会で再度これに対して何らかの対応を考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても継続にはしていただきたい、せざるを得ないということです。よろしくお願いします。

○**議長** はい。

○**佐藤賢一郎副会長** 比内町の佐藤です。

前回のときにたまたま3,500万の違いだけじゃないですかという話が出ました。そして今回、詳しい

数字を出しましょうということで出てきました。新聞等の記事なんかからでも3,500万だけではなくて7,700万も違いますという数字が出てきて、私もこれを見たときは、これじゃあまり無理できないというふうに思ったわけなんです、そのときに3,500万の違いっていうのを私は勝手に75%削減の事務局提案と田代基準との、田代町の基準を適用した差が3,500万だというふうに考えたんですが、今回もらった資料でそれはそうではなくて、その差は2,500万なんですね、これ12ページの資料、そうになっています。そのとおりですよ。それで、今の普通交付税に算入されるために負担になるという4,200万、これは75%提案の場合でも、田代町基準の場合でも同じようにかかりますので、結局、今回の場合は今の75%提案でやる場合と田代町の一番低い基準でやる場合との金額の差は2,500万だけと、こういう内容だと解釈してよろしいでしょうか。

○**事務局** 田代と、それから新市で提案した分の差というのは、そのような数字であります。それで、新たに4,200万という額が別にまたかかると、発生してくるということです。

○**佐藤賢一郎副会長** もしそうだとすれば、私は田代町の基準でやるべきだと思います。本当に2,500万の差、これも2,500万は少ない金額ではないんですが、これが新市の全町民を対象にして使われる予算で、これをやることによって新市は子育て支援に対して全力で支援するという、こういう姿勢を打ち出せるわけですから、何も躊躇することなく、この一番低い基準で進めるということでもいいんじゃないかというふうに私は考えます。

○**議長** 伊藤委員。はい、どうぞ。その前にじゃあ。

○**吉田光明副会長** 今のご意見でございますが、ただ、大変私どもとしてはありがたいようなご意見であります。ただ、大館、比内が下がるのであれば何で田代が現状維持でなければならないのかと、たった1,000万か2,000万だったら田代も下げて5割ぐらいに抑えたらどうかという論になってくるわけです。そうすれば、私どもも恩恵をこうむる。そういう話でなく、今先ほどから何人かからご意見ありましたけれども、この保育料は保育料、この問題と別個にして考えるというんでなく、例えば伊藤議長さんからお話しがあったように、保育料であれば大館市の中の3分の1の人しか恩恵をこうもらないということであれば、同じ財源があったら逆に小学校、中学校の何かにその財源を振り向けるべきと、その方が全般には子育て支援になるのでないかなというような意見も私は持っています。そういうことを考えていくには、やはりここである程度の議論を踏まえながら、先ほどから何度も言っています、子育てに関するいろんな……。

○**菅原金雄委員** 菅原さんだ、それ言ったの。

○**吉田光明副会長** 菅原金雄委員が言っていますけれども、大館のいいところ、比内のいいところ、田代のいいところを対比するというのも、持ち出して、新しい市で継続できるのはどれかという選択をしていくのがいいのではないかと。たまたま、今は保育料のみにとらわれて、田代にあわせてくれれば比内も下がるからいいという、比内のことはいいかもしれないですけども、まずそういう話でなく、ある程度のところで子育て全体を見きわめて、どこに貴重なお金を使っていくかということを検討していただければありがたいということで今回は継続審議としていただいて、事務局なり各担当で教育委員会もあるでしょうし、福祉関係もあるでしょうし、そういうところで……。

何事か発言あり

○**議長** 発言は、議長の了解を得てお願いします。

○**吉田光明副会長** 部会とか専門部会、幹事会あるわけですから、そういうところである程度の調整

を図りながら、こういうものを生かしていきたいという話をしていただければありがたいというふうに思います。

○議長 伊藤委員。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

うちの議会で確かにお金は、今、大館も100万という金をどう使うかと、それから100万という予算をつけるの大変です。うちが何千万という、すぐこのくらいはいいという話になると、むしろ我々としては1,000万という金はもう1億にもなるんだと。使い方はもっともっとやれるということです、なかなか難しいと。お金の問題ばかりではなく、今、我々議会で、全協で資料が出たときに、この恩恵を受ける方よりも受けない方が多いということで。今、5歳まで3,864人おった、大館、比内、田代で。この恩恵を受ける方は953人ですよ。それで、千何人かの人は幼稚園にも保育園にも行っていない、もしかしたら行ってないじゃなくて行けないかもしれないです、その金がなくて。特定の方だけがよくて、あとは何にも恩恵がないという部分であれば、税の公平感の中でということで我々議会の中でもショックだったわけです。この数字を見て。確かに比内さん、新しい幼稚園ありますけれども、田代さんは100%公立ですよ。同じ税金を払って片やいい、片や悪いといったら、税の公平感からいって当然、大館の方から文句きますよね。子育て支援とする政策とするのであれば、今、武田さんが言いましたように、確かにほかの政策をしなきゃいけないわけです。ですから、保育料は保育料で考えなきゃいけないわけですが、大館ざっとみても28事業、少子化対策でやっていますね。当然、皆さんのところもやっていますよ。ですが、それぞれみんな特定財源をもらって一般財源に使っているということです。特定財源がもしなければ、これ全部一般財源化ということは、我々の税金の中で全部やらなきゃいけない。これを理解していただくには、非常に困難だと思うんですよ。そういう意味で、大前提に立って少子化の大事な新しい市としては、子供が増えていかなければなりません、何よりも働く場所がなければ働く人たちが出ていきます。全体を考えなければいけないわけですが、大館としては、この不公平感に非常にショックであったがために特定の部分の方だけいい思いをするのはいかがなものかというのが大勢の意見です。

○議長 それではですね、少し議論の方向をいろいろ整理したいと思います。

今、ひとあたり皆さんご発言ございました。まだまだおっしゃりたい方たくさんいらっしゃるかと思いますけれども、一応、継続協議にしていかがかということが私からの提案であります、どうでしょうか。

それで、今いろいろお話しが出てまいりました。個々のご意見たくさんありました。ということで、それらを踏まえてまた幹事会の方で議論させたいと思いますし、個々の議会でいろいろご意見をいただければありがたいと思います。念のために申し添えますが、この協議会でまとまらない場合には、まとまらないということでもってそのまま進んでいくことになるわけです。要するに統一しないということです。それも選択肢の中にあるということは今事務局からも話がありました。ただそうしますとね、これもだめだ、あれもだめだと、全然一つの市として体裁をなさないんじゃないかというそういう心配も出てくるわけですから、ですから、その辺を含めてまた次回、ご議論を賜りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。それでは、一言。

○菅原金雄委員 議長に申し上げたいんですが、あなたに言わせれば特定の人間がいい思いをするという発言をなさっていますが、田代町さんの場合の事情は特定の人でなくて100%の人なんです、あなたから見れば特定の人に見えるかもしれませんが。市から見ればかもしれません。だけれども、そういうおいしい事情を抱えての合併の協議会ですから、あまり威圧的な、我々は大いんですよと

いわんばかりのことを言われてもですね、むかつ腹こそたってくるし、あなたと合併せよなんていう気持ちだんだん冷めてきちゃうような感じしますので、こちらのことは100%そういう事情ですから、そこをご理解していただきたい。

それからもう一つ、あなたの方は下がることでしょうからそれで結構ですけども、私の方も横ばいだからそれで結構だといえは結構ですが、そういう事情もあるということで、やっぱりいい部分を皆さん持ち寄りながらですね、それを比較しながら、例えばランドセル無料ですと、大館市ではこっちの方が上回っていますよとか、田代の方はこうしていますよとか、やっぱり皆さんそれぞれ持ち寄って勉強してから再協議という方法が私は一番いいのではないかなと思うんですが、で、継続審査にしたいとさっき申し上げました。

○議長 私申し上げたのは、そのようなことを今までご発言されていますから、それらをすべて踏まえて次回にと申し上げたわけですから、ひとつご理解ください。吉原さん何でしょうか。

○吉原 正委員 今回で3回目、さっきも言いましたけれども今度4回目になりますけれども、この法定協の中で少子化対策に関するさまざまな分野を検討する小委員会をみたいなものをつくって、その中でもっと煮詰めた話し合いをしてもらって法定協に出してもらおうという、そういう形はできないのでしょうか。

○議長 一応、幹事会ありますけれども。委員の中でということですか。

○吉原 正委員 法定協の委員の中で……。

○議長 今、皆さん顔つき見てると、それはちょっと無理みたい、みんな首、誰もうんと言う人いないみたいよ、ほかに、悪いけど。

一応、そういうことで次回にもう少しということよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○議長 そのようにさせていただきます。

次に、協議案第22号、町名、字名の取扱いについてを議題といたします。

○事務局 協議案第22号、町名、字名の取扱いについて、継続協議をご説明いたします。

第9回合併協議会協議事項の3ページをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

この町名、字名の取扱いにつきましては、8月2日に行われました第7回合併協議会に提案いたしました。そのときは、大館市、比内町については同意を得られましたが、田代町の区域内の町、字の取扱いの部分について、田代町さんより継続協議扱いとしていただきたいとなりましたので、今回、調整方針の内容を変えまして再度提案するものでございます。

協議案第22号、町名、字名の取扱いについて、継続協議。枠囲みの中が調整方針でございます。

大館市、比内町の調整方針は、前回提案した内容のとおり変わってございません。

3番の田代町の取扱いについて、アンダーラインの部分のとおり変更してございます。この部分のみ読み上げます。

3. 田代町の区域内の町、字の区域及び名称は、現行のとおりとする、としてございます。

別紙参考資料の協議案第22号資料1の方をごらんになっていただきたいと思います。資料の3ページでございます。

3ページ、大字名のところでございます。田代町さんは早口以下六つでございます。ここについてもアンダーライン部分のとおり、田代町は現行のとおりとする、と変更してございます。

それから、次の4ページでございます。4ページ、お開きください。

4ページはですね、町、字の名称の具体例を示してございます。大館市、比内町は前回提案のとおり変更ありません。田代町の区域内の町、字の区域及び名称は、現行のとおりとする、ここもアンダーラインしてございまして、一番上の例によりますと合併前が「田代町早口字深沢岱〇番地」、合併後では「大館市早口字深沢岱〇番地」となります。以下同様に六つの字の例をここに記載してございます。

なお、今回、田代町さんの取扱いにつきましては、自治法第260条の手続きが大館市同様不要になると、こういう内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明につきまして、それではご意見、ご質問ございましたら発言をお願いいたします。

「なし」の声

○議長 ないようであればですね、協議案第22号については原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、協議案第22号は原案のとおり決することにいたします。

次に、これも前回継続協議となっていたものでありますけれども、協議案第32号、介護保険事業の取扱いを議題といたします。本案件についても改めて資料が提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第32号、介護保険の取扱いについて継続協議をご説明いたします。

協議案第32号につきましては、前回、介護保険要介護認定訪問調査の取扱いに関しまして経過措置の検討も含め、地域の実情を反映した案を次回に示すということで継続協議となっております。

そこで、福祉専門部会並びに分科会で再度すりあわせをした結果を提案いたします。

第9回協議事項綴りの4ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

介護保険事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中が調整方針でございます。

このうち1から7までは前回確認いただいております。8が今回変更した調整方針で、アンダーラインを引いております。読ませていただきます。

8. 介護保険要介護認定訪問調査については、平成18年度までは現行のとおりとし、平成19年度から大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、協議案第32号参考資料綴りをごらんいただきたいと思います。6ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

ここで、介護保険要介護認定訪問調査につきまして、大館市では市で実施し、比内、田代町は事業者へ委託しておりますが、経過期間を設けまして、先ほど読み上げましたとおり平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から大館市の制度に統一する、としたものでございます。

次に、7ページをごらん願います。

平成15年度の要介護認定訪問調査の結果をまとめたものでございます。大館市をあわせて4,074件、比内町が824件、田代町は535件の調査が実施されてございます。

以上で、介護保険の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** それでは、早速ご意見、ご質問をいただきたいと思います。はい、菅原委員。

○**菅原金雄委員** 今の説明の揚げ足をとるような感じで大変申しわけないんですが、5ページの例えば合併時に大館市の制度に統一する、それから6ページの調整方針の平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から大館市の制度に統一するというふうなことになるわけですが、いずれ18年も19年も16年度に合併するわけですから大館市の制度に統一するはわかるんですが、これは旧大館市の制度に統一することなのか、新大館市の制度に統一する、あるいは新大館市の制度とする、とかというふうな「新」とか「旧」ぐらい使うと私はすっきりするなという感じがするんですが、いかがなものですか。そのころは大館市ですよ、全部。いわゆる「旧」大館市の制度に統一することなのか、ということでお答えを。

○**事務局** 大変申しわけありません。口頭で説明の際に説明すればよかったんですが。

現在の大館市でやっている制度、これに統一するという意味でございしますが。

○**菅原金雄委員** 「新」大館市の制度になると思うんですよ。

○**事務局** 新市に移行した場合は、新大館市の制度でございますね。そういうことでご理解いただきたいと存じます。

○**菅原金雄委員** そこのところをね、表現の方法を替えてもらえないかな。

○**事務局** そうですか。現時点のところをとらえて協議をしてございますので、そういう点でご理解をいただきたいと存じますが。

○**議長** 表現をこのようにするという、要するに合併前後の話として、そのように読み込むと理解すればいいんでないでしょうか、どこかに書いておけば。書く必要もないだろうけれども。頭に入れていただければありがたいと思います。

ほかにございせんか。暫時休憩ですか。これ決めてからでないとは休憩できないから。

まず、この本件につきましてですね、32号について、ほかにご意見、ご質問ございせんか。

「なし」の声

○**議長** それでは、原案のとおり決することでご異議ございせんか。

「異議なし」の声

○**議長** そのようにさせていただきます。

それでは、10分ほど休息を挟みたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

(休 憩)

○**司会** それでは、会長から会議の進行をお願い申し上げます。

○**議長** 休息前に引き続きまして会議を行います。

協議案第36号、一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いし

ます。

○事務局 協議案第36号、一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める、としてございます。

第9回協議事項綴りの5ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

一部事務組合等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議をするとして、囲みの中に調整内容を示してございます。1から4までございます。読み上げます。

一部事務組合のうち、大館周辺広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新市に引き継ぐ。比内町及び田代町は、秋田県市町村総合事務組合並びに秋田県市町村会館管理組合を合併の日の前日をもって脱退する。

2. 大館市土地開発公社については、現行のとおり存続する。比内町及び田代町は、合併前に秋田県町村土地開発公社から脱退する。

3. 比内町及び田代町は、公平委員会事務の委託を合併の日の前日をもって廃止する。

4. 第三セクター等については、現行のとおり合併の日に新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、参考資料綴りの1ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

一部事務組合の取扱いについてでございます。大館周辺広域市町村圏組合については、1市2町で構成されており、事務処理についても①の大館周辺ふるさと市町村圏計画の策定、振興管理などから8の介護認定審査会の設置及び運営管理に関することまで規約で定められてございます。

2ページをお開き願います。

特別職は、管理者、副管理者2人、助役、収入役、議員14人、監査委員2人でございます。一般職としましては、事務局、環境施設課、消防本部あわせて144人で、うち1市2町から派遣されている職員は21人でございます。財産状況については、平成15年度末の土地、建物、基金、地方債残高の数値を記載してございます。この大館周辺広域市町村圏組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新市に引き継ぐこととしてございます。

3ページをごらん願います。

県内の市町村が加入しております秋田県市町村総合事務組合並びに秋田県市町村会館管理組合については、比内町及び田代町は合併の日の前日をもって脱退することとしてございます。

2の土地開発公社についてでございます。大館市土地開発公社については、現行のとおり存続することとしまして、比内町及び田代町は合併前に秋田県町村土地開発公社から脱退することとしてございます。

4ページをお開きください。3の公平委員会については、1市2町とも秋田県人事委員会に事務委託してございます。比内町及び田代町は、公平委員会の事務の委託を合併の前日をもって廃止することとしてございます。

次に、5ページから6ページに第三セクターについて記載してございます。1市2町が25%以上出資、あるいは出捐しております6法人を対象としてございます。大館市では、県北環境保全センター、財団法人大館市勤労者福祉事業団、財団法人大館市文教振興事業団、社会福祉法人大館市社会福祉事業団でございます。比内町は、財団法人比内町観光開発公社、田代町は株式会社田代ふるさと振興公社でございます。ここでは、法人名、代表者名、設立年月日、出資金、出資割合、職員数から主な事業内容までそれぞれまとめてございます。

調整方針としましては、現行のとおり合併の日に新市に引き継ぐこととしてございます。

次に、一部事務組合等に関する法令として7ページから10ページまで資料2としてまとめてございます。ごらんいただきたいと思います。

以上で、一部事務組合等に関する取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、ちょっとこれレベルが高すぎるね。ただいま説明がございましたけれども、協議案第36号について質疑を行いたいと思います。ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ発言ください。はい、荒川委員。

○荒川邦隆委員 田代の荒川でございます。

議案第36号の中ですね、ナンバー4、第三セクターについては現行どおり合併の日市新市に引き継ぐ、これは理解できるわけですが、今うちの方で、ふるさと振興公社ということでユップラを経営しておりますけれども、非常に成績がいいと、そういうことは周知の事実でありますけれども、さらにですね、合併までの間にいろんなまだまだできるものがあるんじゃないかなということが今議会で議論になっております。そういうのを含めまして、これについてはですね、継続協議していただきたいものだなと、そういうことをひとつご提案申し上げます。

○菅原金雄委員 理由がわからない。

○荒川邦隆委員 温泉、あるいはレストラン、宿泊、そういうものに関しては非常に黒字を計上しており、すばらしいものでありますけれども、定款の中にその他いろいろまだまだ特産物の開発、あるいは販売、それからその他のものが入ってきております。それについてのもう少し意見を交わしながらですね、よりよいものにしたいんじゃないかなというものも議会で遡上に上がっておりますので、議会でもそういうものを町長に対して質疑応答しながら進めていきたいとそういうものがありますので、継続協議にさせていただきたいと。

○議長 何が変わるんですか、そうするとこれの中で。どうぞ記録に残るように発言ください。

○荒川邦隆委員 このままですと、今のまままづいきます。それで、さらにもっと中身の濃いものにしたらいんじゃないかなということが今盛んにうちの方の議会で議論になっておりますので、それを踏まえて継続協議にさせていただきたいと。

○議長 継続と言うけれども、今相談している話というのは一部事務組合について、取扱いについて基本的な方針を、今36号ですね、1から4まであるわけでしょう。この中で何か変わるものがあるんですか、そうすると。まずそれを聞きたいんですよ。継続と言うけれども。これで、どこの字面が変わってくるんですか、そうしますと。いいでしょう。そうすると今ご相談いただいているのは36号、この議案について相談いただいているんで、これの定款とかですね、その他についてどうするかというのはまた別の話で、この範囲内で議論をお願いしたいと思います。36号について何か継続する要件ございますでしょうか。これはないでしょう。どうかひとつ議論を集約したいと思いますので、この36号についてどうかひとつ議論を集約していただきたいと思います。はい、どうぞ佐藤委員。

○佐藤照雄委員 この第三セクターの方のことですけれども、ここに出ているのは出資割合が25%以上の法人となっておりますけれども、この25%以上としたその根拠はいかがでしょうかということと、25%以下の出資割合の法人でも、わりと主要なというか、そういう法人がありましたらご紹介したいと思います。

○議長 はい、2点について。

○事務局 ただいまご質問いただきました1点目について、お答えいたします。

第三セクターの件については、いろいろ見解がございますけれども、全国的な調査といたしまして、総務省が毎年実施をしております第三セクターの経営状況等に関する調査、この中ではですね、調査対象を民法法人及び商業法人のうち地方公共団体が法人の資本金等の4分の1以上、25%以上を出資している法人を対象としておると。そういうことで、それに基づきまして今回、六つの第三セクター

をですね、挙げさせていただいたということでございます。

○**議長** そうしますと、25に満たないものはいくつあるんですか。

○**事務局** それからですね、2点目のその他の出資しておる主な団体等ですね、どういうものがあるかということであったかと思いますが、例えば大館市の場合を例にとりますと、秋田県林業労働対策基金に出捐金を出しておるとかですね、あと大館・比内森林組合に出資しておるとか、そういうかなりの件数、出資してございます。

○**佐藤照雄委員** どちらかという観光開発みたいな第三セクターの会社に対するような、そういう出資関係がある程度10万円とか100万円単位で出資しているんでなくて、もうちょっと大きい金額の中で出資しているものがあればご紹介いただきたいと思いますけれども。

○**議長** 何言いたい。言いたいことははっきり言って。質問されても困るから。何聞かれてるかさ、あんまり茫漠として、何のための質問なのかちょっと、それも言ってください。

ちょっと休憩。

(休憩)

○**議長** 再開いたします。

「何かあったときに、損失補填をしなければならないような出資をしている団体、会社があるかどうか。市が。」と呼ぶ者あり

○**事務局** 私ども今、財産に関する調書の中で見ているんですが、そういう団体はないと考えてございます。あくまでも今協議をお願いしているのは、大館市がやっていて、1市2町が経営母体となっているような形のものについて協議をお願いしたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○**議長** いいですか。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** 特段ないようであれば、一部事務組合等の取扱いについて原案のとおりご承認いただくことでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、原案のとおりとすることにします。

次に、協議案第37号、保健衛生事業の取扱いについてを議題といたします。はい、事務局。

○**事務局** 協議案第37号、保健衛生事業の取扱いについてご説明いたします。

第9回協議会事項綴りの6ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第37号、保健衛生事業の取扱いについて。

保健衛生事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。

1. 母子保健事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、妊婦健康診査については、合併時までには再編する。また、健康診査の実施会場については、地域の実情を考慮して決定する。

2. 予防接種事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

3. 基本健診・各種検診事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮して決定する、としてございます。

参考資料綴りの11ページをお開きいただきたいと存じます。

11ページに最初に母子保健事業、これにつきましては、①乳児健康診査から、それから14ページの⑥家庭訪問まで6項目ございます。6項をです、個別に見た場合には若干調整内容が異なりますが、総合的には今申し上げましたような調整とおりとするということでございます。11ページの乳児健康診査から順にご説明申し上げます。

①乳児健康診査。1歳未満児対象に実施するもので、基本的には大館市の制度に統一し、また、1市2町による実施する医療機関に若干違いがございますので、地域の実情を考慮して合併時までには決定すると、こういう内容でございます。

2番の幼児歯科健康診査でございます。基本的には、1歳6カ月児から3歳6カ月児までを対象に実施するもので、1市2町ともほぼ同様でございますが、実施会場につきましては合併時までには地域の実情を考慮して決定する、こういう内容でございます。

次に、12ページ、妊婦健康診査でございます。妊婦健康診査、母体の健康管理、保持を図り、より安心して健康な赤ちゃんを無事出産できるよう経済的支援を行うものであり、比内町及び田代町が六つの受診項目で、大館市が四つの受診項目であることから、六つの受診項目、要するに比内、田代さんの項目で実施する方向で再編を図りたいと、こういう内容でございます。

四つ目の妊婦歯科健康診査でございます。胎児期からの子供の虫歯発生予防のため実施するもので、1市2町ともほぼ同様であり、合併後に大館市の制度に統一すると、こういうふうにしてございます。

それから、14ページ、母子健康手帳交付でございます。妊娠届けをした方に対し交付するものでありまして、交付場所については地域の実情を考慮して合併時までには決定するという内容でございます。

6番、家庭訪問でございます。出産後まもない新生児期にかかわることで、保護者の育児に対する不安解消を目的として実施するもので、1市2町ともほぼ同様であり、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、予防接種事業でございます。15ページでございます。予防接種事業につきましては、1市2町ともほぼ同様の内容で実施しておりますので、合併時に大館市の制度に統一すると、こういう内容でございます。

それから、基本健診・各種健診事業についてでございます。これについても、①の老人保健事業基本健康診査から20ページの骨粗鬆症健診までの4項目を記載してございます。

16ページの老人保健事業基本健康診査についてでございますが、これは老人保健法に規定する基本健康診査を実施するもので、対象者及び診査内容は同様でございますが、実施体制、方法が若干異なりますので、地域の実情を考慮して再編する、こういう内容でございます。

2番の各種がん健診でございます。がんの早期発見、早期治療のために実施するもので、対象者及び診査内容は同様であります。これも実施体制、方法、若干異なりますので、地域の実情を考慮して当面現行のとおりとする、としてございます。

次に、19ページの肝炎ウイルス健診でございます。肝炎による健康被害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延することを目的として実施するもので、対象者及び診査内容は同様でありますけれども、

実施体制、方法が若干異なりますので、これも地域の実情に考慮して再編すると、こうしてございます。

20ページでございます。骨粗鬆症健診。これは骨の健康度を把握し、骨粗鬆症予防のために実施するもので、対象者は若干異なりますが、合併後に大館市の制度に統一するとしてございます。

基本健診・各種健診事業につきましては以上の4項目をまとめまして、先ほど読み上げました調整方針のとおりとしたい、こういう内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長 それでは、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。どうかご発言ください。はい、小笠原委員。

○小笠原 豊委員 田代の小笠原です。

20ページの骨粗鬆症についてですけれども、これ大館市の制度では40歳と50歳だけということですか。

○戸田ミワ子保健分科会関係職員 はい。説明いたします。

大館市でも節度者を対象に実施しておりましたけれども、これからは40歳、50歳の方を対象にやることでいいのではないかなと、この骨粗鬆症健診はまず一度受ければそんなに大きな変化が出ないと言われているものでありますので、ずっと継続してきましたので、ここら辺でちょうど高齢期の前の年齢の方を対象とした健診でいいのではないかなというふうに判断しております。

○小笠原 豊委員 ただ、最近では若年層の骨粗鬆症も増えているということを聞いたりしますが、それ以前に実施することも必要でないかちょっと思ったので、そこら辺どうなのでしょう。

○戸田ミワ子保健分科会関係職員 そうですね、若い方の食生活の問題とか言われてますけれども、最近では若い人々は子宮がんとか乳がんの方ですね、そちらの方の健診を進めた方がいいのではないかなという方向も打ち出されておりますので、このように考えております。

○小笠原 豊委員 これは、いつから40、50歳だけになったのか。その変わった期間から今まで実施して、問題なければそれでいいのではないかと思います、そこら辺ちょっと教えてください。

○戸田ミワ子保健分科会関係職員 大館市では今年度から40歳、50歳の節度者にしております。まず、骨の健診が始まって5年ぐらいになるかと思うんですが、当初よりも申込者も減っておりますし、受ける方も毎年同じような方が受けられるということで、このようにしました。

○議長 よろしいですか。はい、高坂委員。

○高坂清子委員 田代の高坂と申します。

田代では、20歳から69歳、希望者にやっています。私なんか毎年受けてますけれども、やっぱり変わってます。

それで、骨粗鬆症に関心を持ってもらうために、比内さんあたりのあれが方式がいいのではないかと私は思うんですけれども、40、50になっての節度での健診ではちょっと遅いんじゃないでしょうかと思います。

以上です。

○戸田ミワ子保健分科会関係職員 もう一度調査をしまして検討したいと思います。

○議長 よろしいですか、調査をしてということで。調整の仕方だと思いますから。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。この調査をしてというのは、この協議会ではやりそうだね、これからね。もしご異議がないようであれば、原案のとおりご承認いただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○**議長** それでは、本案については原案のとおり承認いただきます。

次に、協議案第38号、休日、夜間、救急診療の取扱いについてを議題といたします。事務局。

○**事務局** 協議案第38号、休日、夜間、救急診療の取扱いについてをご説明いたします。

第9回協議事項綴りの7ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第38号、休日、夜間、救急診療の取扱いについて。

休日、夜間、救急診療の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。

1. 休日夜間急患センター運営事業については、合併時に統合する。

2. 在宅当番・救急医療情報提供実施事業については、現行のとおり、大館市の制度を適用する、としてございます。

参考資料綴りの21ページをお開きいただきたいと存じます。

休日夜間センターは、休日及び夜間における地域救急医療を確保するとともに、救急一次医療体制の充実を図るため平成10年4月1日に開業し、派遣協力医師及び大館北秋薬剤師会の協力を得て大館市が管理運営している施設でございます。公債費を除く管理運営費を1市2町の利用割合により負担しているものでございます。この施設の運営事業につきましては、合併時に統合すると、こういう内容でございます。

次に、22ページの方をお開きいただきたいと存じます。

在宅当番・救急医療情報提供実施事業でございますが、休日夜間急患センターへの派遣する医師の調整、それからこれについて大館市北秋田郡医師会に委託したり、救急医療に関する情報提供等を実施する事業でありまして、これは大館市のみが実施している事業であります。

この事業につきましては、現行のとおり大館市の制度を適用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** それでは、本件についてご意見、ご質問ございませんか。はい、菅原委員。

○**菅原金雄委員** 救急医療の引き受けてくださる部分とか、いろいろなものはこれでいいわけですが、ただ、救急車の配備の問題がもっとより大きい問題だと私は思うんですよ。今は田代にも、あるいは比内の方面にもないわけですが、救急医療を充実させるための救急車をもうちょっと配置する場所をですね、考えていただきたいということと、その方面に対する審議の議題というのは出てくるわけですか、出てこないわけですか、救急車について。医療業務はわかりますよ。けれども、救急車の配備の問題が大事だと思うんです。

○**事務局** 救急車につきましては、現在、広域消防でやっておるわけですが、これの議論になるとすれば、多分、広域が、新市に事業が溶け込んでから新市の中で検討されていくという形になるのかなと思います。現段階では、広域の議会の中で議論されていくという形になるのかなと考えてございます。

○**菅原金雄委員** その部分の説明はわからないわけではないわけですが、何ていうのかな、例えばの話ですよ、比内の旧役場前に消防の施設があるわけですが、そこを例えば救急車をこっちから1台分けていただいたとしてですね、十二所、猿間、沢尻、別所方面までのエリアとか、あるいはそこを中心にするれば例えば餌釣とか、市内の混みそうな部分を除いた外野を走れるわけですから、いろいろな

メリットが出てくると思うんですよ。田代の場合なんかは、特に今度、大野だとか、かなり奥の方までのエリアが充実してくる問題になると思うんです。ですから、私は救急医療の施設、あるいは対策ももちろん重要ですが、あわせた救急車の配備もですね、こういうふうなものにもっていただければ実に充実したありがたいものだなど。これは、一部組合の方にお任せするのではなくて、新市の体制づくりですから、そこら辺もあわせてやらないと片手落ちになるのではないかなと思うんですよ。わかりますか。

○議長 議長から申し上げます。片手落ちは差別用語であります。

それですね、今ちょっと副会長と相談したんですけれども、その件について、まず本件は38号ということで休日、夜間、救急診療センターと、それについての運営の仕方についてを議論いただくということです。まずこれはこれの会議で議論いただくことが一つだと思います。それから、今もう一つ菅原委員の方から、そうはいつでも新たな議題としてこれを入れたいと、そういう提案として理解してよろしいんでしょうか。

それでは今、二つに分けたいと思います。まず、この38号、このものについてはご意見ございませんか。

「なし」の声

○議長 それでは、この38号の今提案された本件についてはご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、原案どおり承認させていただきます。

次に、菅原委員から提案がございました救急車の配備について、本協議会で議論すべきでないかという提案でございます。これの取扱い、いかがいたしましょう。

ちょっと休憩させてください。

（休 憩）

○議長 再開いたします。

○幹事長 救急車の配備につきましては、言ってみれば各論になるわけでありまして、合併に直接かわるということと違うのではないかと思います。いずれ広域の議会はまだ存続しておりますので、広域の議会に注文つけるような格好の方向であると、合併協のあり方が問われるという心配も出てきますので、ぜひ広域のところですね、まさに配備をぜひということだと思いますので協議していただければ、幹事会としてもありがたいと思いますけれども。

○議長 ということだそうであります。

じゃあ次に行きます。39号、健康づくり事業の取扱いについてであります。事務局。

○事務局 協議案第39号、健康づくり事業の取扱いについてをご説明いたします。

第9回協議会事項綴りの8ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第39号、健康づくり事業の取扱いについて。

健康づくり事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。

1. 健康教育及び健康相談については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、対象者等については、合併時まで決定する。

2. 市町村健康増進計画については、合併後に再編する、としてございます。

参考資料綴りの23ページをお開きいただきたいと存じます。

健康教育は、生活習慣病の予防及び要介護予防など健康に関する事項について、知識の普及や適切な指導、啓発活動により、自らの健康は自ら守るという認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に努めるため実施するものであります。

1. 個別健康教育、2. 集団健康教育、3. 介護家族健康教育の三つの教育を開催してございます。

24ページの方には、15年度の1市2町の実績も掲載してございます。ごらんになっていただきたいと思います。

また、健康相談は新市の健康に関する相談に応じ、個別に相談、指導、助言など家庭における健康管理を支援するため、健康教育とあわせて実施するものであります。大体1市2町とも、1. 重点健康相談、2. 総合健康相談、3. 介護家族健康相談の三つを開催してございます。これも25ページの方には平成15年度の実績を掲載してございます。

これらの健康教育及び健康相談につきましては、1市2町において基本的な部分はほとんど同じでございますが、対象者などが若干異なりますので、その部分の扱いにつきましては合併までに決定して、統一した方向で実施したいと、こういうことでございます。

それから、次に市町村健康増進計画についてでございます。25ページをごらんいただきたいと存じます。

市町村健康増進計画は、住民すべてが健康で元気で心豊かな生活ができるような健康づくりに関する施策等を盛り込んだ計画書でありまして、それぞれ大館市が「健康おおだて21」、比内町が「健康ひない元気プラン21」という平成16年3月に策定し、田代町が「健康たしろ21」として、他より1年早い平外15年3月に策定されてございます。この計画書につきましては、特に各々の計画のすぐれた内容などを中心として、合併後に再編し、新市の新しい計画書としたいと、こういうことでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○議長 特段ないようであれば、お諮りしたいと思います。

協議案第39号、健康づくり事業の取扱いについて、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 異議なしと認め、39号については原案のとおり承認されました。

次に、40号、建設関係事業の取扱いについてであります。事務局。

○事務局 それでは、協議案第40号についてご説明いたします。協議事項の方の9ページをごらんい

ただきたいと思います。

建設関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としておりまして、調整方針は囲みの中、5項目ございますけれども、その内容につきましては参考資料の方でご説明を申し上げたいと思います。

参考資料27ページになります。

協議案第40号、資料1、参考資料5となっておりますが、こちらの方をごらんいただきたいと思えます。

まず、市町道についてでございますが、市町道につきましては、路線数、それから路線延長を現況として記載してございます。また、市町道の認定基準についてでございますが、認定基準につきましては、27ページから28ページに1市2町のそれぞれの状況を記載してございます。内容をごらんいただきますと、1市2町とも若干の差異はございますけれども類似の基準となっております。

調整方針でございますが、市町道については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については大館市の基準に統一する、としております。

次に、28ページになります。28ページは除雪体制でございますけれども、除雪路線数が大館市は1,000、比内町は280、田代町は205となっております。その他、市町道の除雪状況が記載してございます。また、出動体制につきましては、1市2町とも積雪10センチを目安としており、午前7時までに作業を完了するとしてございます。

調整方針は、2点目といたしまして、除雪体制については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、除雪計画については合併後に策定する、としております。

次に、29ページでございますが、こちらの方は道路占用料についてでございます。道路占用料につきましては、使用料、手数料の取扱いの方でも概略を示しておりまして、ここではより詳しく内容を記載させていただいたものであります。道路占用料は、道路法に基づきまして条例で額を定めているものであり、1市2町とも国の定める基準の例により条例で定めております。内容につきましては記載のとおり、29ページから30ページまでの記載のとおりでございますが、調整方針といたしましては、道路占用料については合併時に現行の大館市の額に統一する、としております。

次に、31ページでございます。こちらの方は、市町営住宅の現況でございます。市町営住宅につきましては、大館市が16団地726戸、比内町が3団地144戸、田代町が2団地30戸となっております。合計いたしますと1市2町で21団地900戸となります。これは、31ページから33ページまででございますが、34ページの方には市町営住宅のほかにその他の住宅といたしまして、大館市では市費単独住宅が2カ所17戸、また比内町では特定公共賃貸住宅といたしまして1カ所10戸、田代町では定住化促進住宅といたしまして2カ所24戸ございます。なお、田代町の24戸のうちの12戸につきましては、現在、建設中であり、平成17年2月の入居開始予定となっておりますのでございます。

市町営住宅と、その他住宅をあわせまして公営住宅等については、調整方針でございますが、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

次に、35ページでございますが、こちらの方は都市計画についてでございます。大館市と比内町は、資料にございますように都市計画区域をそれぞれ指定しておりまして、田代町は未実施という状況でございます。都市計画区域は、大館市が面積1万1,736ヘクタール、また比内町は959ヘクタールとなっております。

また、市町村のマスタープランの策定年月日につきましては、大館市が平成7年11月、また比内町は平成15年9月となっております。

そのほか、土地利用に関するものとして、用途地域の指定の状況、また36ページになりますけれども、都市計画道路の決定状況等、それから37ページには土地区画整理事業、都市計画施設の状況を記載してございます。

調整方針といたしましては、都市計画については現行のとおり新市に引き継ぐ。都市計画マスタープランについては、現計画を基本に新市において新たに策定することとし、新計画が策定されるまでの間は現計画を運用する、としております。

協議案第40号の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの説明について質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。はい、荒川委員。

○**荒川邦隆委員** 今、説明いただきました27ページの資料の中で、構造基準その他の条件、次のとおりとする。そこでナンバー2ですけれども、大館市と認定された基準に適合したと。その以前までいろいろなこと書いておりながら、大館市道路認定採択基準、これどういうものがなしているかと。

○**近江屋和男建設部会関係職員** お答えします。大館市の土木課の近江屋でございます。

その他の認定基準につきまして、例えば新たに認定しようとする道路で、いわゆる4メートル以上ございまして、延長が100メートル以上あるとすれば、いわゆる退避所を設けていただくというようなこともございますし、また、行き止まりであれば転回広場を設けていただくというようなこともございます。大まかに言えば、その2点でございます。

○**議長** はい、菅原委員。

○**菅原金雄委員** 比内町で一番この合併についての住民の不安材料であったのが、冬場の除雪体制なんです。たまたま大館市の方に勤務する比内の住民もかなりおりまして、市内のあちこちを走り回る、あるいは迂回路をしながら走ったりする方が多いわけで、大館市の除雪体制を見ていると大変不安を感じながら、我々は冬どうするのかな、あるいはどうなるのかなというのが大半の不安材料の声であります。

そこでお尋ねをするんですが、単なる路線、合計が59万8,442キロ、あるいは1億6,629キロ、あるいは1億7,151キロというふうな形になっていますが、そういう路線の延長について例をとって話したんですが……。

○**議長** だから、108.977……。

○**菅原金雄委員** そうですか。598.442キロですか、これ。

○**議長** はい、そうです。

○**菅原金雄委員** そうですか、すいません。だとすれば、路線の延長はここに出ているんでわかるんですが、この除雪体制の重機というか、機動力というふうなものについての比較検討をしてみる何か資料はありませんか。例えば、民間機械何台とか、あるいは公用車というか、ありますか、出てる……。ああ、なるほど。はい、わかりました。

それで、これは持続しながらという形での理解でいいですか。

○**議長** 書いてあるとおりです。

○**菅原金雄委員** はい。

○**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、お諮りしたいと思います。議案第40号については原案のとおり決するこ

とでござ異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 はい、ありがとうございました。それでは、40号については原案のとおり承認されました。

以上で、本日予定されました協議事項は終了いたしました。

次に、その他の事項でありますけれども、前回、出席委員から要望がありまして提出を約束しておりました合併協議会の役割に関する法令等が、その他事項資料として提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明を申し上げます。

前回、菅原金雄委員からご質問のあった事項でございしますが、さきにお渡ししてございます資料、1枚物の資料でございしますが、これについては根拠法令が記載されてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、地方自治法でございします。252条の2に協議会の設置について規定されてございます。それから、2番目につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の3条に合併協議会の設置について規定されてございます。それから、これらを受けまして大館市・比内町・田代町合併協議会規約におきまして、第3条でございしますが、所掌事務としまして1市2町の合併に関する協議、それから法第5条の規定に基づく新市建設計画の策定、それから前2号に掲げるもののほか1市2町の合併に関する必要な事項ということで規定されてございます。

詳しい内容でございしますが、今日お渡ししてございします、その他事項追加資料をごらんいただければと存じますが、そちらの方に細かく載ってございしますので、法定協議会の役割ということでございします。(1)でございしますが、法定協議会の設置、これにつきましては、法定協議会は地方自治法第252条の2の規定により設置される協議会であり、合併の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織ですということで、黒丸の二つ目でございしますが、この2行目の後半のところではございしますが、法定協議会は連絡調整と計画作成の二つの性質を有した協議会と言えますということで、(2)の方についてございしますが、その図解したものでございします。法定協議会とは、(1)市町村建設計画の作成に関すること。それから(2)としまして、合併協定項目にかかる協議に関すること。これには、合併に関する基本的な協議事項。それから、合併特例法に定める協議事項。その他、必要な協議事項としてございします。2ページと3ページには、それぞれ①としまして市町村建設計画の作成に関することと、それから3ページには合併協定項目にかかる協議に関することということで、現在協議していただいております下の方に掲げておりますような事項を協定していただくということでございします。

詳しい内容でございしますが、5ページをごらんいただきたいと存じます。これは、県の合併支援室が配ってございします市町村合併のQ&Aでございしますが、5ページの問い2の2に「合併協議会での確認(決定)事項や市町村建設計画に法的拘束力があるのですか」という問いでございします。4行目から読み上げたいと存じます。地方自治法上の協議会での「連絡調整」結果に関する法律上の規定はありませんので、合併協議会での確認(決定)事項について、法的には、関係市町村及び合併市町村はそのとおりの履行を義務づけられるものではありません。また、協議会で作成された計画については、関係地方公共団体は当該計画に基づいてその事務を処理するようにしなければならない、となっておりますが、法的に拘束力をもつと解するのは困難とされておりますので、合併協議会で作成される市

町村建設計画についても関係市町村及び合併市町村は、この計画の履行を法的に義務づけられるものではありません。しかしながら、合併協議会で決定、作成される合併協議の結果や市町村建設計画は、その後に市町村が合併について意思決定する、議会が合併を議決したり、市町村長が合併を知事に申請する場合を指すものでありますが、再度、最も重要な判断材料となることから、法的な拘束力はないものの、合併市町村は特別な理由がない限りは、これらを尊重し、その内容を履行するよう努めなければなりませんということです。それから下の、もし、特別な理由もなく、合併前に定めた合併協議結果や市町村建設計画の内容が不履行とされたときは、合併市町村の長や議会に政治的な責任が生ずるものと考えられますというふうな事由が、役目があるということでございます。

それから、次の6ページでございますが、ここには「どのような事項を協議したらいいのですか」という内容のものです。下から7行目の「なお」のところからごらんいただきたいと存じます。なお、合併協議会でどの程度まで詳細に調整するかは、個々の実情に応じて判断すべきものですが、合併後の市町村にも当然、首長や議会が存在し、政治的判断をすることになりますので、合併協議会で協議すべき程度は、必ずしも合併後の事務・事業の細部にわたったものである必要はないと考えられます。時間的にも限られている中で、すべて細部まで合併協議会で調整するのは難しいのが現状です。したがって、合併協議会では、調整項目によっては合併後の市町村の調整・判断に委ねるという方針を確認するにとどまる場合もあると、こういうふうな場合もあり得るということでございます。

いずれにしても、5ページに掲げてございますように合併協議会の役割としましては、法律上や事実上を問わずに、合併後の市町村の経営や市町村住民の福祉に影響を及ぼすものについては、合併協議会で協議して決定していくことが望ましいということに解釈されてございますし、協議結果は最大限尊重されるべきであると解釈されているところでございます。

以上でございます。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

「なし」の声

○議長 特になければですね、協議会の会員の皆様の方からその他として何かご発言等ございますでしょうか。

「なし」の声

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局 次回の第10回の合併協議会の開催日でございますが、次回は9月27日・月曜日でございますが、午後1時30分から比内町役場の2階の大会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、第11回の合併協議会につきましては、10月12日火曜日でございますが、午後1時30分から田代町総合開発センターでの開催を予定してございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長 これで、本日の協議がすべて終了いたしました。長時間、皆さん、大変にお疲れさまでございました。次回、また一つよろしくお願いしたいと思います。

今日はどうもありがとうございます。

○司会 これをもちまして、第9回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。
長時間にわたり大変ありがとうございました。

午後4時40分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員